

東久留米市 小口零細企業資金

融資制度のご案内

令和 6 年度～



お申し込み・お問い合わせ先

東久留米市
市民部産業政策課

東久留米市本町三丁目3-1 [市役所6階]
TEL: 042-470-7743 FAX: 042-470-7811

◆小口零細企業資金融資とは

小規模企業者への安定的な資金調達を維持し、もって育成振興及び経営の安定を図るため、市と契約している取扱金融機関へ融資のあっせんを行うものです。

融資の決定後は利息の一部を負担し、東京信用保証協会にお支払いになる信用保証料の一部を申請により補助します。

本融資制度は責任共有制度（金融機関が一定の信用リスクを負う制度）から除外され、信用リスクを信用保証協会が100%負担するため、金融機関からの融資が受けやすくなる可能性があります。

◆本融資制度をご利用いただける方

以下の基本要件を全て満たしている方が対象となります。（個別要件はP.4～5参照）

◇ 中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第6号までに定められた小規模企業者（下表参照）で、信用保証協会の保証対象業種を営む方であること（ただし、不動産業を除く）。

業 種	従 業 員 数
特定事業（※）を行う会社及び個人	常時使用する従業員の数が20人以下 （卸売業・小売業・サービス業は5人以下）
事業協同小組合	特定事業（※）を行うもの又は 組合員の3分の2以上が特定事業（※）を行う者
特定事業（※）を行う企業組合	当該事業に従事する組合員の数が20人以下
特定事業（※）を行う協業組合	常時使用する従業員の数が20人以下
医業を主たる事業とする法人	常時使用する従業員の数が20人以下

※ 特定事業とは・・・中小企業信用保険法施行令第1条で定める業種のこと、農業、林業、漁業、金融・保険業以外の業種のことです。

◆ ご利用になれない業種等

農業・林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く）、漁業、遊興娯楽業のうち風俗関連営業、金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く）、不動産業、学校法人、宗教法人、非営利団体、特定非営利活動法人（医業を主たる事業とする場合を除く）、LLP（有限責任事業組合）等、その他東京信用保証協会及び市の規定に基づく。詳しくはお問い合わせください。

◇ 申込金額と東京信用保証協会の保証付融資残高との合計が2,000万円以下であること。

◇ 市税の納税義務者であって、納付すべき市税を完納していること。

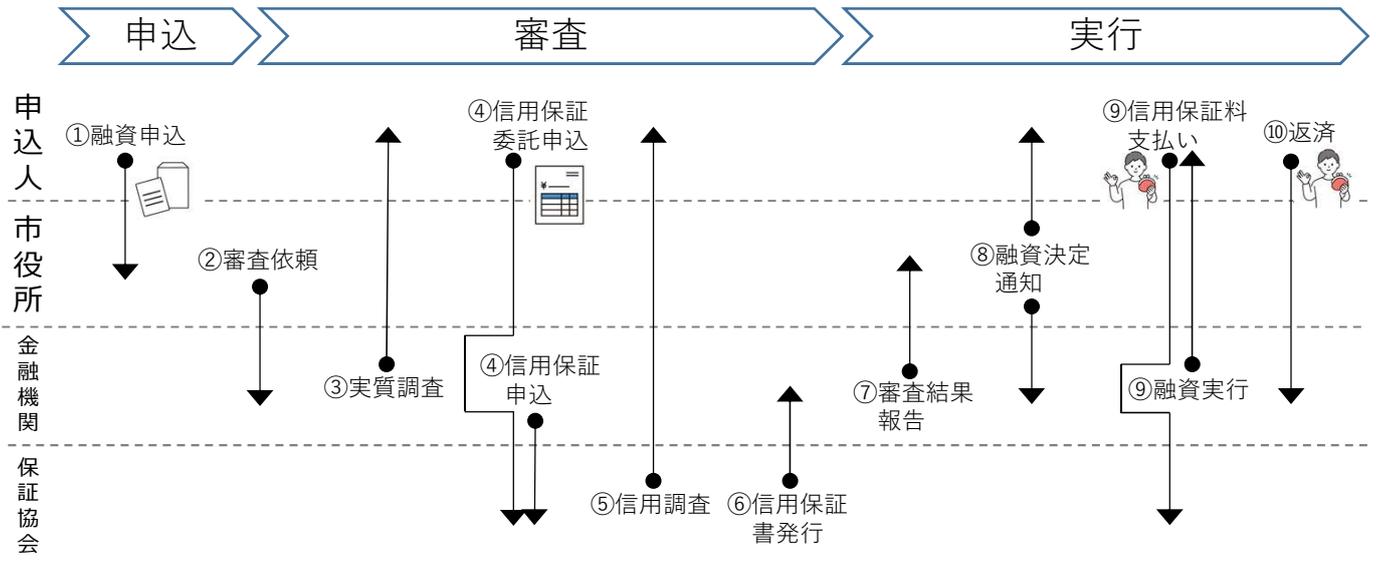
◇ 事業を営むために許可、認可、登録等を必要とする業種にあっては、当該許可等を受けていること。

◇ 現在かつ将来にわたって、暴力団員等に該当しないこと。暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと。

◇ 申し込む資金融資の限度額を超えていないこと。

◆ 申し込み時に偽りがあったと発覚した場合、目的外に融資資金を使用した場合は、融資資金を全額返済していただきます。

◆ 手続の流れ



- ◇ 融資の申し込みから貸付実行までは、審査のため、1ヶ月前後の期間を要します。
- ◇ 市・保証協会だけでなく、金融機関での審査があります。あらかじめ取扱金融機関の融資窓口で市の融資制度についてご相談しておくと、金融機関の手続きがスムーズになります。
- ◇ 委任状を提出する場合、代理申請も可能です。

◆ 東久留米市の助成金

信用保証料の補助

新規借り入れをした方の信用保証料の2分の1（上限25,000円）を補助しています。

ただし、繰上償還によって保証料の返還があった場合、申請時に偽りがあったことが発覚した場合は、保証料補助金の一部を返還していただく場合があります。

● 東京都「小規模企業向け融資（小口）」の保証料補助との併用 ●

東久留米市「運転資金、設備資金、併用資金、経営安定化資金」の要件と、東京都「小規模企業向け融資（小口）」の要件を同時に満たす方は、市と都の保証料補助を併用して利用できる場合があります。

利子補給

市の融資をご利用の方がお支払いいただいた利子の一部について、年に2回（4月から9月までの上期分、9月から3月までの下期分）市から利子補給を行っています。利子補給率は、融資制度一覧表の利子補給率欄をご覧ください。

ただし、利子の支払いを滞納しているとき、約定期間を過ぎたとき等、利子補給を受けられない場合があります。

● ご注意 ●

償還期間中に市外に転出した場合や、繰上償還をした場合等は、利子の補給を停止致します。

東久留米市小口零細企業資金融資制度

- ◇ 基本要件については、2ページ「本融資制度をご利用いただける方」をご確認ください。
- ◇ 利用の適用は融資実行年月日の該当する年度となります。
- ◇ 原則、法人の場合は企業経営上責任のある役員の連携保証が必要です。
連携保証人の要件
 1. 市町村税（特別区税を含む。）の納税義務者であり、かつ、既に納期の経過した分の市町村税を完納していること
 2. 国民健康保険税の納税義務者であるときは、既に納期の経過した分の国民健康保険税を完納していること。

◇ 東京都「小規模企業向け融資(小口)」の保証料補助との併用について

- 1 運転資金、2 設備資金、3 併用資金、6 経営安定化資金は、東京都「小規模事業向け融資(小口)」の東京都の保証料補助を併用して利用できる場合があります。
- ・ 各資金別に定められた各要件に加え、法人税、事業税、その他租税の未申告・滞納や、社会保険料の滞納がないことが要件となります。
- ・ 市に提出する必要書類に加え、その他金融機関が求める書類が必要になることがあります。

制度・条件	融 資 要 件		融 資 対 象	融資限度額 ※1	利 率 ※2	利 子 補 給	融 資 期 間 (うち据え置き期間)	返済方法
1 運転資金	[法人] ① 小規模企業者であること。	[個人] ① 小規模企業者であること。	事業に必要な原材料の仕入金および、給料の支払いに必要な資金等の流動的な資金	700万円	1.875%	0.90%	7年以内 (6ヶ月)	割賦償還
2 設備資金	② 市内に引き続き1年以上本店所在地を有すること。 ③ 同一事業を引き続き1年以上営んでいること。	② 市内に引き続き1年以上住所を有し、かつ事業所を市内または隣接4市（西東京、小平、東村山、清瀬）に有すること。 ③ 同一事業を引き続き1年以上営んでいること。	店舗、工場または倉庫の増改築および機械器具等の購入に必要な資金	見積り金額が上限 (最大1,000万円)	1.875%	0.90%	7年以内 (6ヶ月)	
3 併用資金	④ 市税の納税義務者であって、納付すべき市税（法人市民税・固定資産税）を完納していること。	④ 市税の納税義務者であって、納付すべき市税等（市民税・都民税・固定資産税・国民健康保険税）を完納していること。	運転資金及び設備資金	1,000万円 (運転資金分は最大700万円)	1.875%	0.90%	7年以内 (6ヶ月)	
4 新規開業資金	A[会社を設立しようとする方] ① 申し込みの際に市内に住所を有すること ② 法人を設立して市内に、融資を受けた日から起算して3カ月以内に創業すること ③ 創業することにより、小規模企業者に該当すること。 ④ 市税の納税義務者であって、納付すべき市税（法人市民税・固定資産税）を完納していること。	B[個人で事業を営もうとする方] ① 申し込みの際に市内に住所を有すること ② 市内若しくは近隣4市に事業所を有し、融資を受けた日から起算して3カ月以内に創業すること ③ 創業することにより、小規模企業者に該当すること。 ④ 市税の納税義務者であって、納付すべき市税（法人市民税・固定資産税）を完納していること。	4 新規開業資金 事業を新規に開始（事業を開始してから1年未満の場合も含む）する際の運転資金及び設備資金	500万円	1.700%	0.90%	7年以内 (6ヶ月)	
5 特定創業資金	C[法人（創業1年未満）] ① 市内に本店所在地を有すること ② 創業することにより、小規模企業者に該当すること。 ③ 市税の納税義務者であって、納付すべき市税（法人市民税・固定資産税）を完納していること。	D[個人（創業1年未満）] ① 申し込みの際に市内に住所を有すること ② 市内若しくは近隣4市に事業所を有すること。 ③ 創業することにより、小規模企業者に該当すること。 ④ 市税の納税義務者であって、納付すべき市税（法人市民税・固定資産税）を完納していること。	5 特定創業資金 特定創業者が事業を新規に開始（事業を開始してから1年未満の場合も含む）する際の運転資金及び設備資金	700万円	1.300%	0.70%	7年以内 (12ヶ月)	
※4及び5の融資要件は、A～Dのいずれかに該当すること。	※特定創業資金の場合 経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第7条第1項の規定に基づく証明書							
6 経営安定化資金 ※3	[法人] ① 小規模企業者であること。 ② 市内に引き続き1年以上本店所在地を有すること。 ③ 同一事業を引き続き1年以上営んでいること。 ④ 市税の納税義務者であって、納付すべき市税（法人市民税・固定資産税）を完納していること。 ⑤ 最近3ヶ月間または1年間の売上高（生産高）が、前3年のいずれかの年の同期と比較して10%以上減少していること。	[個人] ① 小規模企業者であること。 ② 市内に引き続き1年以上住所を有し、かつ事業所を市内または隣接4市（西東京、小平、東村山、清瀬）に有すること。 ③ 同一事業を引き続き1年以上営んでいること。 ④ 市税の納税義務者であって、納付すべき市税等（市民税・都民税・固定資産税・国民健康保険税）を完納していること。 ⑤ 最近3ヶ月間または1年間の売上高（生産高）が、前3年のいずれかの年の同期と比較して10%以上減少していること。	運転資金として使用し、事業に必要な原材料の仕入金および、給料の支払いに必要な資金等の流動的な運転資金	300万円	1.675%	1.20%	5年以内 (6ヶ月)	

※1 返済中の融資も実行時の額を基準として、限度額に含める ※2 利率の適用は融資実行年月日の該当する年度 ※3 経営安定化資金は他の資金と併用して融資の受付可能

◆提出書類一覧

※各種証明書は、発行日より3か月以内の原本（最新年度版）をお持ちください。

◇ 法人・個人事業主共通

必要区分		書類の名称	備考
法人	個人		
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	東久留米市指定様式の制度融資申込書	市・産業政策課、取扱金融機関で配布 市ホームページから取得可能
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	法人市民税の納税証明書	市・納税課で発行
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	市民税・都民税の納税証明書又は該当しない証明書	納税証明書：市・納税課で発行 該当しない場合：市・課税課で発行（非課税証明書）
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	固定資産税の納税証明書又は該当しない証明書	納税証明書：市・納税課で発行 該当しない場合：市・課税課で発行 （課税台帳に無い事の証明）
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	国民健康保険税の納税証明書（※1欄外参照）又は備考参照	市・納税課で発行 （他の保険に加入している場合は加入保険証の写し）
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	確定申告書の写し及び決算書の写し（直近のもの1期分）	税務署受領印のあるものまたは電子申告完了済みとあるもの
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	会社の登記簿謄本	田無登記所で発行
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	住民票	市・市民課で発行
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	情報提供に関する同意書	市・産業政策課で配布 市ホームページから取得可能
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	委任状	代理申請の場合に限る
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	見積書	★設備資金、併用資金の場合に限る 発行企業の印があるもの（図面・カタログ等を添付すること）
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	月別売上高比較表	★経営安定化資金の場合に限る 最近の3か月または1年間の売上高・生産高が、前3年のいずれかの年の同期と比較して10%以上減少していること（月別の売上高、生産高が明らかになる資料を添付すること）
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	新規規開業事業計画書	★新規開業資金・特定創業資金に限る 金融機関担当者にご相談のうえ作成したもの
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	特定創業の証明書	★特定創業資金の場合に限る 東久留米市長が発行するもの

◇ 法人のみ

法人の場合は以下の連帯保証人に係る書類も提出してください。連帯保証人の要件は4ページ参照。

【連帯保証人】		
	書類の名称	備考
<input type="checkbox"/>	市民税・都民税の納税証明書又は該当しない証明書	納税証明書：市・納税課で発行 該当しない場合：市・課税課で発行（非課税証明書）
<input type="checkbox"/>	固定資産税の納税証明書又は該当しない証明書	納税証明書：市・納税課で発行 該当しない場合：市・課税課で発行 （課税台帳に無い事の証明）
<input type="checkbox"/>	国民健康保険税の納税証明書（※1欄外参照）又は備考参照	市・納税課で発行 （他の保険に加入している場合は加入保険証の写し）
<input type="checkbox"/>	住民票	市・市民課で発行

※1 国民健康保険料の方は、国民健康保険料を請求されていることがわかる書類を添付してください（例：納付書のコピーなど）

※2 東久留米市以外で発行が必要な証明書があるときは、各市区町村等の担当課へお問い合わせください。

◆チェックリスト（提出前にご確認ください）

以下について、申込書ご提出前に再度ご確認ください。（本チェックリストは提出不要です。）

修正液や消せるボールペン等は使用不可です。訂正の際は、箇所に二重線を引いてください。ただし「申込金額」欄は訂正不可ですので、お手数ですが書き直しをお願いします。	<input type="checkbox"/>	はい
当市の定める対象外業種（2ページに記載）ではありませんか。	<input type="checkbox"/>	はい
2ページの基本要件及び4～5ページの融資要件を満たしているか、ご確認ください。	<input type="checkbox"/>	はい
審査のため、融資の貸付まで、申し込みから1～2か月の期間を要します。	<input type="checkbox"/>	はい
（運転資金・設備資金・併用資金・経営安定化資金の場合）東京都の保証料補助の併用をご希望の場合、申請書の都制度（小口）欄に忘れずにチェックしてください。（市に提出する必要書類に加え、その他金融機関が求める書類が必要になることがあります。）	<input type="checkbox"/>	はい
設備資金の場合、融資実行前に設備を購入すると本制度の対象外となります。併用資金での設備資金分についても同様です。	<input type="checkbox"/>	はい
保証料補助ご希望の場合は、別途申請書のご提出が必要です。融資実行後のお手続きになりますので、金融機関担当者へお問い合わせください。	<input type="checkbox"/>	はい
繰上返済や代位弁済がなされたとき、事業を廃業した場合、保証料補助金の一部は返還していただきます。	<input type="checkbox"/>	はい
利子補給は、返済中にこの制度の利用要件を満たさなくなった場合、停止します。（例：滞納しているとき、市外へ転出したとき、繰上返済したとき、代位弁済がなされたとき、事業を廃業したとき等）	<input type="checkbox"/>	はい

◆取扱金融機関・関係機関

◇取扱金融機関

金融機関名	支店名	電話番号
東和銀行	東久留米中央支店	042-477-8111
	東久留米西支店	042-474-1311
りそな銀行	東久留米支店	042-471-3201
	東久留米滝山支店	042-471-7611
きらぼし銀行	東久留米支店	042-473-5151
	滝山支店	042-474-7211
	久米川支店	042-394-3711
青梅信用金庫	東久留米支店	042-471-1811
	小平支店	042-345-3411
西武信用金庫	東久留米支店	042-475-5311
	花小金井支店	042-463-2711
多摩信用金庫	東久留米支店	042-477-2111
	田無支店	042-463-1121
	ひばりが丘支店	042-423-3111
	花小金井支店	042-465-2233
西京信用金庫	清瀬支店	042-492-5415
飯能信用金庫	清瀬支店	042-495-2010
	東村山支店	042-397-6060

◇関係機関

協会名	電話番号
東京信用保証協会 立川支店	042-525-6621(代)

◆東久留米市融資制度についての Q & A

Q.1 「取扱金融機関」（7ページに記載）とは取引がありません。記載のない支店や金融機関でも、融資は受けられますか？

A 受けられません。東久留米市の融資は、市と金融機関とで契約を結んで行っているものです。「取扱金融機関」とお取引がない場合は、お取引を開始していただくようお願いいたします。

Q.2 個人で事業を営んでいましたが、最近法人を設立しました。法人になってから1年未満ですが、この制度融資の対象になりますか？

A 同一事業を引き続き一年以上営んでいれば対象になりますが、個人で事業を営んでいた証明や納税証明書等も、個人のものも提出していただくことがあります。

Q.3 税の滞納がありますが、どうしたらいいですか？

A 滞納分を支払った後、未納がないことを証明する納税証明書をお持ちください。（支払ってから、納税証明書に反映されるまで時間がかかる場合があります。）

Q.4 運転資金で既に500万円の融資を受けています。さらに運転資金が200万円必要となりましたが、重ねて申し込むことはできますか？

A 同一の資金メニューであれば可能です。「運転資金」「設備資金」「併用資金」は、それぞれの限度額まで重ねて申し込むことができます。また、別制度の融資を受けられる可能性があります。詳細は、Q7をご覧ください。また、同一制度の複数のメニューの利用はQ5をご覧ください。

Q.5 同一メニューで限度額まで融資を受けています。小口の融資で併用できるものはありますか？

A 「経営安定化資金」のみ、他のメニューと併用して融資を受けることが可能です。「運転+設備資金」、「設備+併用資金」等経営安定化資金以外の併用はできませんのでご注意ください。

Q.6 限度額まで運転資金の融資を受け、近日完済予定です。完済前ですが、運転資金の融資を追加利用できますか？

A できません。融資残高が残りわずかであっても、融資実行時の額を基準とするため、その額を完済しないかぎり限度額を超えての申し込みはできませんので、ご注意ください。

Q.7 融資限度額以上の資金が必要です。中小企業資金融資と両方の融資を受けることは可能ですか？

A 両融資制度の条件に合致する場合、融資を受けることが可能です。中小企業資金融資制度については、別冊『東久留米市中小企業資金融資制度のご案内』をご覧ください。

Q.8 市の融資は、小口と中小との2つがあるようですが、利用する者にとっての違いは何ですか？

A 根拠法令や融資要件等の違いはありますが、最も大きな違いは信用保証の制度の違いです。信用保証は原則、信用保証協会80%、金融機関が20%の信用リスクを共有する仕組みになっています。当市の中小企業資金融資はこちらの信用保証を適用される融資となります。一方、小口零細企業資金融資は、信用リスクを信用保証協会が100%負担する保証で、金融機関にリスク負担がなくなるため、事業者は、金融機関からの融資が受けやすくなる可能性があります。ただし、どちらの融資制度であっても、保証協会の保証が得られない場合、融資は受けられません。

Q.9 既に着工している工事について、設備資金で申し込みは可能ですか？

A 未払いであれば設備資金で申し込みが可能です。しかし、支払い済みの場合や手付金に関しては運転資金での申し込みとなります。